

レンタル電動スクーター利用規約

一般社団法人 高梁市観光協会

①ご利用受付

申込時に運転免許証を提示してください。

未成年の方は親権者のご署名が必要です。

②ご利用時間

9：00～17：30（借受・返却手続き共に営業時間内）

※返却が遅れた場合は超過料金をいただく場合がございます。

③ご利用料金

【オープン記念特別価格】

車種	免許証	90分	4時間
EV SCOOTER	原付免許・普通免許	1,000円	2,000円
EV TRIKE	普通免許	1,500円	2,500円
無料貸出：ヘルメット・キーチェーン・ワンショルダーバック			

※予定料金を出発時に申し受け、帰着時に超過分を精算させていただきます。

④保険・補償

万一事故の場合、下記限度額の範囲で保険金が給付されます。

対人賠償…1名につき無制限（自賠責保険を含みます）

対物賠償…1事故につき無制限 ※自己負担額0円

車両保険…1事故につき上限21万円 ※自己負担額1万円 ★EV TRIKE 対象（EV SCOOTER は車両保険非加入）

※対象：他の自動車との衝突、単独事故、あて逃げ ※盗難事故はふくまれません

人身傷害…（搭乗中のみ）1名につき3,000万円、入通院定額給付金10万円、死亡後遺障害定額給付金500万円

連絡先： 損保ジャパン代理店

株式会社小見山モータース

高梁市旭町1334-1

TEL：0866-22-2223

⑤スクーターの返却

協会スタッフ立会いのもと、所定の場所へ返却願います。

⑥スクーターの故障

ご利用中にレンタルスクーターの異常や故障を発見したときは、直ちに運転を中止し当協会へご連絡願います。

お客様に起因する異常・故障や破損などについては、その修理費はお客様負担となります。

⑦スクーターの盗難

ご利用中にレンタルスクーターの盗難が発生したときは、直ちに最寄りの警察に通報すると同時に当協会へご連絡願います。

⑧交通事故

ご利用中に万が一レンタルスクーターにかかる事故が発生したときは、負傷者の救護・警察への通報・現場の安全確保など、法令上の措置をとるとともに、事故の状況などを当協会にご連絡願います。

⑨鍵の紛失・破損

ご利用中のレンタルスクーターの鍵の紛失・破損については、制作費・修理費を申し受けます。

⑩ご利用中の禁止行為

- ・申込者以外に使用させ運転させる行為
- ・飲酒・暴走など交通法規に違反する運転
- ・歩行者や他の車両の通行の障害となるような駐車
- ・スクーターの異常や故障を認めたにも関わらずそのまま運転を続ける行為

⑪貸渡契約の拒絶

ご利用申込書の記載事項に虚偽が認められる場合は、ご利用をお断り致します

⑫個人情報の取り扱い

申込書に記載された個人情報は、当協会が定めるレンタルスクーター貸渡約款、第9章34条「個人情報の利用目的」でのみ使用致します。第三者への提供は行いません。

貸渡人

一般社団法人 高梁市観光協会
岡山県高梁市旭町1335-7
TEL：0866-22-2228